

低入札調査基準価格の事後公表への移行について

1 制度改正の背景

これまで本市では、不正防止の観点から低入札調査基準価格を「事前公表」してまいりました。

一方で、事前公表は事業者の積算（見積り）意欲を低下させ、本来あるべき技術力による競争を妨げる側面も指摘されています。そのため、近隣自治体との整合性や、より健全な競争環境の実現を目指し、公表時期を「事後公表」に変更することといたしました。

2 制度改正の目的

主な目的は以下の４点です。

（１） 積算能力の向上と見積努力の促進

価格が事前に公表されないことで、入札参加者は設計図書に基づき、自社の技術力や経営効率を反映した精度の高い積算を行う必要があります。これにより、「公表価格に合わせた入札」から「根拠のある積算に基づく入札」への転換を促します。

（２） ダンピング受注の防止

基準価格が事前に示されると、その価格を狙った極端な低価格入札（ターゲット入札）が発生しやすくなります。事後公表に移行することで、無理な低価格での受注を抑制し、公共工事の品質確保や下請代金の適正化（しわ寄せ防止）を図ります。

（３） 抽選（くじ引き）による落札の回避

事前公表下では、多くの入札参加者が基準価格と同額で入札し、最終的に「くじ引き」で落札者が決まるケースが多発する可能性があります。事後公表により入札価格を分散させ、技術力や積算努力が正当に評価される仕組みを整えます。

（４） 談合の防止と透明性の確保

基準価格の事前公表は、業者間での価格調整（談合）を容易にするリスクを孕んでいます。事後公表は、不正な働きかけの余地を排除し、入札の透明性と公平性をより一層高める効果があります。

3 運用開始時期

令和８年１０月１日以降に公告を行う案件から適用する予定です。

詳細が決定次第、本市ホームページにて改めてお知らせいたします。

4 改正の内容

これまで入札公告時に公表していた「低入札調査基準価格」を、次のとおり変更します。

項目	改正前（現行）	改正後（新制度）
公表時期	入札公告時（事前公表）	開札後（事後公表）
対象案件	予定価格300万円以上の 一般競争入札	左記に同じ（変更なし）
調査基準価格の算定式	非公表	公表
失格判断基準 （数値的判断基準）	非公表	公表

※予定価格については、引き続き事前公表とします。

5 入札にあたっての留意事項

事後公表への移行に伴い、入札参加者の皆様には以下の点について改めてご確認をお願いいたします。

（１） 適正な積算の徹底

調査基準価格が事前に示されないため、設計図書を十分に精査し、自社の施工能力に基づいた適正な見積もりをお願いいたします。

（２） 低入札価格調査への対応

入札価格が調査基準価格を下回った場合は、従来通り「低入札価格調査」を実施します。その際、積算根拠の妥当性を厳格に審査いたします。根拠が不十分と判断された場合は、失格となる可能性がありますのでご注意ください。

（３） 失格基準価格（数値的判断）への注意

失格基準価格を下回る入札は、即失格となります。事後公表下では、極端な低価格入札は非常に高い失格リスクを伴うことを十分にご認識ください。